

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和46年7月9日

条例第11号

改正 昭和60年 7月26日 条例第1号

平成11年11月22日 条例第1号

平成18年 1月23日 条例第1号

令和 2年 2月 7日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定により、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 減給は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(補則)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月28日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。